SMBC SMBCファミリーワークス

2024年11月1日(金)

「ファミリーネットワークサービス利用規約」改定のお知らせ

下記の通り、「ファミリーネットワークサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）の改定を実施します。

なお、改定後の本規約は、ファミリーネットワークサービスをすでにご利用されているお客さまにも、改定日以降、適用されます。

■ 本規約の主な改定内容

歩数目標の達成や招待成功時等、当社所定の条件を満たした場合にチケットを付与する機能が加わります。それに伴い、本規約の第１条（定義）、第２条（本サービスの内容）の改定、及び「FNSチケットの付与及び利用に関する特則」を追加いたします。

■ 改定日

2024年11月11日（月）

■ 新旧対照表

	旧	新
１．定義	（追加）	(11)「FNSチケット」とは、当社がお客さまに対して当社所定のサービスに関して当社所定の方法により付与する電子チケットであって、お客さまが当社所定の方法により利用することにより当社所定の態様においてポイント、商品、役務その他の経済上の利益の提供を受けることができるものをいいます。
２．本サービスの内容（１）	（追加）	③FNSチケットの付与及び利用並びにこれらに付随し又は関連するサービス
日付	2022年8月22日制定 2023年3月29日改定 2024年3月11日改定	2022年8月22日制定 2023年3月29日改定 2024年3月11日改定 2024年11月11日改定

（次ページに続く）

2024年11月1日(金)

前頁の改定に加え、「FNSチケットの付与及び利用に関する特則」を以下の通り追加します。

FNSチケットの付与及び利用に関する特則

１．FNSチケットの付与

（１）お客さまは、利用端末を通じて得られる歩数が当社所定の数に達したこと、本規約第6条第2項第1号の規定により招待者が同号の招待手続を行った場合において同項第2号の規定により被招待者が招待者とご一緒に本サービスを利用することを当社が承認したことその他の当社所定の条件を充足した場合には、当社所定の方法により、当社所定の時期に当社所定の数のFNSチケットの付与を受けることができるものとします。

（２）お客さまは、お客さまアカウントにログインの上、当社所定の方法によりFNSアプリ上で前項の規定により付与を受けたFNSチケットの残高を確認することができます。

（３）システムの障害その他何らかの理由により本来付与されるべき数を超えてお客さまにFNSチケットが付与された場合又はFNSチケットの利用により本来減算されるべき数のお客さまのFNSチケットが減算されなかった場合には、当社は、当該超過した数又は減算すべき数のFNSチケットを取り消すことができるものとします。

（４）当社は、いつでもFNSチケットの付与時期、付与数、付与事由、利用方法、利用による減算数その他のFNSチケットの付与及び利用に関する事項を変更することができるものとします。なお、当社は、当該変更が必要であると判断した場合には、本規約第21条に規定する措置を行うものとします。

（５）お客さまは、第1項の規定により付与を受けたFNSチケットを、当社所定の方法によりお客さまが指定する数において、当社所定の方法により家族関係にあるお客さまに対して譲渡することができるものとします。当社が当社所定の方法によりお客さまからFNSチケットの譲渡に係る請求を受け付けた後において、当該請求の撤回、当該請求に基づき譲渡されるFNSチケットの数の変更、当該請求に基づき譲渡されたFNSチケットの返還等はできません。

２．FNSチケットの利用

（１）お客さま（当社からFNSチケットの付与を受けたお客さまから当該FNSチケットを譲り受けた家族関係にあるお客さまを含みます。）は、FNSチケットの利用により、次に掲げる態様においてポイント、商品、役務その他の経済上の利益の提供を受けることができるものとします。

①Vポイント（三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）が同社所定の方法により発行するVポイント（SMBCグループ）をいいます。）の付与

②電子ギフト券等（当社所定の業者が所定の方法により発行する、特定の商品又は役務と交換することができる電子チケット等をいいます。）の取得

（２）FNSチケットを利用することができるのは、お客さまご本人に限られるものとします。お客さまアカウントにログインの上、次2条の規定によりFNSチケットが利用された場合には、お客さまご本人がFNSチケットを利用したものとみなされるものとします。

３．Vポイントの付与

（１）FNSチケットの利用によりVポイントの付与を受けるためには、次に掲げる要件の全部を充足することを要するものとします。

①お客さまが株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）の本支店においてお客さま名義の普通預金口座（SMBCダイレクトの申込代表口座であるもの。以下「連携対象口座」といいます。）を開設し、維持していること

②お客さまが連携対象口座についてSMBCダイレクト及びSMBCダイレクト 外部連携サービス（以下「外部連携サービス」といいます。）を利用することができること

③お客さまが連携対象口座についてOliveアカウント又はSMBCポイントパックを利用することができること

④その他当社所定の条件

（２）お客さまは、当社所定の方法によりSMBCダイレクトのログイン画面に遷移し、SMBCダイレクトにログインの上、外部連携サービスの利用により連携対象口座に係る当社所定の情報を三井住友銀行から当社に連携（以下「本件連携」といいます。）するために必要な三井住友銀行所定の措置を行うものとします。

（３）お客さまは、本件連携後に、お客さまアカウントにログインの上、当社所定の方法により、Vポイントの付与を受けるために提示するFNSチケットの数を指定します。

（４）お客さまは、前項の手続後お客さまが同項の規定により指定したFNSチケットの数に対応する当社所定の数のVポイントの付与を受けることを当社所定の方法により請求することにより、三井住友銀行から当該数のＶポイントの付与を受けることができるものとします。なお、本項の規定により付与を受けたVポイントの数に応じ、当社所定の数においてFNSチケットの数が減算されるものとします。

（５）お客さまは、前項に規定する方法によりVポイントの付与を請求した場合には、三井住友銀行に対し、三井住友銀行から当該Vポイントの付与を受けることを承諾したものとします。

（６）お客さまがFNSチケットの利用によりVポイントの付与を受けることができるのは前5項に規定する方法による場合に限られるものとします。なお、お客さまは、当該方法によるFNSチケットの利用によりVポイントの付与を受けた場合には、当該方法により利用されたFNSチケットに関し、当社に対してVポイントの付与を請求することはできなくなり、当社は、当該請求に応じてお客さまにVポイントを付与する義務を免れることになるものとします。

（次ページに続く）

2024年11月1日(金)

FNSチケットの付与及び利用に関する特則

（７）三井住友銀行が第4項に規定する方法によりお客さまからFNSチケットの利用に係る請求を受け付けた後において、お客さまによる当該請求の撤回、当該請求に基づき利用されたFNSチケットの返還、当該FNSチケットの利用により付与されたVポイントの返還、変更等はできません。
（８）お客さまがFNSチケットの利用により付与を受けたVポイントの利用に起因又は関連して生じた事故、障害等及びお客さまが被った損害、損失、費用等については、三井住友銀行との間において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
（９）お客さまがFNSチケットの利用により付与を受けたVポイントとの交換により取得した景品等の利用に起因又は関連して生じた事故、景品等の破損等及びお客さまが被った損害、損失、費用等については、景品等の製造元又は提供元とお客さまとの間において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
(10)当社は、本条の規定によるFNSチケットの利用のために必要な範囲でお客さまデータその他の関連するお客さまの情報を三井住友銀行に開示又は提供することができ、お客さまは、あらかじめこれに同意します。

４．電子ギフト券等の取得

（１）FNSチケットの利用により電子ギフト等を取得するためには、次に掲げる要件の全部を充足することを要するものとします。
①お客さまが三井住友銀行の本支店において連携対象口座を開設し、維持していること
②お客さまがSMBCダイレクト及び外部連携サービスを利用することができること
③その他当社所定の条件
（２）お客さまは、当社所定の方法によりSMBCダイレクトのログイン画面に遷移し、SMBCダイレクトにログインの上、本件連携を行うために必要な三井住友銀行所定の措置を行うものとします。
（３）お客さまは、本件連携後に、お客さまアカウントにログインの上、当社所定の方法により、電子ギフト券等を取得するために当社に対して提示するFNSチケットの数を指定します。
（４）お客さまは、前項の手続後、お客さまが同項の規定により指定したFNSチケットの数に対応する当社所定の数の電子ギフト券等を取得することを当社所定の方法により請求することにより、当社から当該数の電子ギフト券等を取得することができるものとします。なお、本項の規定により取得した電子ギフト券等の数に応じ、当社所定の数においてFNSチケットの数が減算されるものとします。
（５）当社が前項に規定する方法によりお客さまからFNSチケットの利用に係る請求を受け付けた後において、お客さまによる当該請求の撤回、当該請求に基づき利用されたFNSチケットの返還、当該FNSチケットの利用により取得した電子ギフト券等の返還、変更等はできません。
（６）お客さまがFNSチケットの利用により取得した電子ギフト券等の利用に起因又は関連して生じた事故、障害等及びお客さまが被った損害、損失、費用等については、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負いません。
（７）お客さまがFNSチケットの利用により取得した電子ギフト券等との交換により取得し又は提供を受けた商品又は役務の利用に起因又は関連して生じた事故、当該商品又は役務の破損、瑕疵等及びお客さまが被った損害、損失、費用等については、当該商品又は役務の製造元又は提供元とお客さまとの間において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

５．通則

（１）本特則は、本規約と一体となって、本規約を構成するものとします。
（２）FNSチケットの有効期限は、付与を受けた日の２年後の応当日の属する月の末日までとします。
（３）第1条第5項に規定する場合を除き、お客さまは、FNSチケットについて譲渡、質入れその他の処分をすることはできません。
（４）FNSチケットの付与又は利用に起因又は関連してお客さまに生じた損害、損失、費用等又はお客さまが被った不利益について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負いません。
（５）当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、債務不履行、不法行為その他の請求原因のいかんを問わず、FNSチケットの付与又は利用に起因又は関連して当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害、損失、費用等のうち、お客さまに現実に生じた通常かつ直接の損害、損失、費用等に限り責任を負うものとし、逸失利益を含む特別又は間接の損害、損失、費用等については、その予見可能性の有無にかかわらず、責任を負わないものとします。
（６）本契約が本失効理由その他何らかの理由により効力を失った場合には、その時点においてお客さまに付与されていた未利用のFNSチケットに係る一切の権利は消滅するものとします。
（７）お客さまがFNSチケットの利用により付与されたＶポイントを利用するに当たり、三井住友カードが定める「Ｖポイント規約」（https://www.smbcgroup-point.jp/gph/term/term99.html）が適用され、お客さまは、Vポイントの利用により、「Ｖポイント規約」の内容を承諾したものとみなされます。また、CCCMKホールディングス株式会社（以下「CCCMKHD」といいます。）が発行する「Ｖポイント」との連携（以下「ポイント連携」といいます。）を行ったお客さまについては、三井住友カードが定める「Vポイント規約」及びこれに係る「特則」並びにCCCMKHDが定める「ポイントサービス利用規約」が適用されるものとします。なお、「Ｖポイント規約」、これに係る「特則」又は「ポイントサービス利用規約」の定めと本規約（本特則を含みます。）の定めとの間において矛盾又は抵触が生じる場合には、本規約の定めが優先するものとします。

以上
2024年11月11日制定